

ID: 552

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	学校施設にある工作物等移転命令		
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第15条		
法令番号	昭和24年政令第34号		
【基準】 政令第15条の規定による。 (移転命令) 第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日